

2011年12月14日

財務大臣 安住 淳 様

「給付型奨学金の実現を求める共同声明」連名者一同

代表 三輪定宣（奨学金の会会長）

2012年度予算において「給付型奨学金」の実現を求める要請書

2012年度予算において、長年の悲願である「給付型奨学金」をぜひ実現してください。

高校生や大学生が経済的理由で学業の断念に追い込まれることは、社会の大きな損失です。「若者の学びを社会全体で支える」という精神に則り、「給付型奨学金」の実現のために、財務省並びに政府の特段の努力を切望します。

本日発表した「給付型奨学金の実現を求める共同声明」と連名者一覧を添えて、ここに要請します。

以上

共同声明署名者一同

二〇二一年二月四日

特段の努力を切望いたします。

二〇二一年度予算案でそれが縮小されたり、見送られたりしないよう、日本政府が高まり、それが給付迎慶学金の機算要求の背景となりました。

二〇二一年度の高校無償化により、「社会全体で学びを支える」といふ気運が、日本では実施されていきます。

「無償教育の漸進的導入」として適当な奨学金制度の設立を規定してまいります。たありまけん二〇二〇年現在、国際人権規約三条は、中等・高等教育の平均五八％、十ヶ国ではそれが一〇〇％ですが、日本にはその制度が主D（の加盟三十ヶ国では、奨学金への公的補助のうち給付迎慶学金の割合はC（OECD）世界では、給付迎慶学金が奨学金の基本であり、経済協力開発機構（OECD）たえるのです。

要望し、政策や規言に掲げています。当機算要求・要望はこの国民的世論にこ今日、教育関係団体をはじめ諸団体、ほとんどの政党、経済界などがそれを機算均等「教育基本法四條（条）の奨学金の重要性を認めています。

災者によりつて、大企業が希望です。「教育を受ける権利」（憲法二六条）「教育」教育の格差の拡大を防止し、貧困・格差の拡大を防止し、教育の機算均等（一九四四年にはじめていた）の画期的なことです。それが実現すれば、日本の公的奨学金（現在、日本学生支援機構奨学金貸与（））をシドミしました。

文部科学省は、二〇二一年度機算案に高校・大学等の「給付迎慶学金」を希望の光、給付迎慶学金が実現してきます。

給付迎慶学金の実現を促す共同声明

高校授業料無償の維持及び発展を求める会長声明

民主党と自民党・公明党は、2011年（平成23年）8月9日の協議で、震災復興のための特例公債法案を成立させるための条件の一つとして、自民党の主張していた高校授業料無償化法の廃止につき、「高校無償化…の平成24年度以降の制度の在り方については、政策効果の検証を基に、必要な見直しを検討する」旨合意した。

厚生労働省が2011年（平成23年）7月12日に公表した「平成22年国民生活基礎調査」によれば、2009年（平成21年）の子どもの貧困率は15.7%と過去最悪を記録したとのことである。日本社会における貧困化、困窮化が進む中で、子どもの生存と成長が様々な形で阻害され、子どもと親を苦しめている。子ども期の貧困が子どもの社会的自立を妨げ、貧困の世代連鎖を生み貧困を再生産させることは、既に明らかであり、それを防止するための早期の施策が重要であることも明らかである。そして、教育にかける費用の少なさで日本は先進国の最低レベルにある。

これに対する国としての当然の責任を果たすべく、高校授業料無償化が「家庭の状況にかかわらず全ての意志ある高校生らが安心して勉学に打ち込める社会を作ること」を目的として制定されたものである。

教育の重要性はいままでもないが、特に高校教育は、社会での自立を前にして、学力のみにとどまらず、人格の発展、他者との関わり合いを学ぶ重要な場であり、また実際にも高校進学率が9割を超え、高校卒業資格なしに就業することの困難さを考えれば、高校授業料の無償化は、社会が子どもにも果たすべき責任のうちでも極めて重要なものといえるべきである。

この無償化法は、かねてから必要性が指摘されてきたが、社会の不況が進んだ2009年度（平成21年度）の卒業予定者の中で授業料滞納のために卒業も危ぶまれるものが続出する状況下で、2010年（平成22年）3月に法制化され、その結果として2010年度（平成22年度）の卒業生や2011年度（平成23年度）の3年生（定時制4年生）の授業料滞納ゆえの高校中退を防ぐことができた。首都圏の定時制高校に通う生徒らが結成した「お金がないと学校にいけないの？」首都圏高校生集会実行委員会が、授業料無償化後に高校生を対象に実施したアンケート調査（2011年（平成23年）7月23日公表）でも、回答数901のうち授業料が不徴収になって「助かった」と回答した生徒が定時制で67.1%、全日制で52.0%に及び、私立高校でも22.5%であったという。同時に上記アンケートは、授業料以外の経済的負担がなお大きく、かえってそれが増加した学校もあり、経済的な理由で不安を抱きながら高校に通っている子どもが4人中3人もいると指摘している。したがって、子どもたちが高校での勉学に意欲を燃やせる環境を作るためには、授業料無償を維持し、かつ授業料以外の経済的負担を軽減することこそが緊急の課題となっている。

頭書の合意は、無償化見直しの条件として、政策効果の検証を挙げているが、いかなる基準で効果を考えるかが問題である。子どもの成長と発達に金銭的効果で容易に計れるものではない。政策効果の検証をするのであれば、専門家による多角的総合的な検証を少なくとも10年単位で行うべきであり、2012年度（平成24年度）以降短期の見直しをすすれば早計にすぎず、

よって、当連合会は、政府に対し、高校授業料無償化の維持及び授業料以外の経済的負担の軽減を強く求めるものである。

2011年（平成23年）9月2日
日本弁護士連合会会長 宇都宮 健児

被災した大学生・大学進学希望者に対する緊急の就学支援を求める会長声明

東日本大震災により親が職を失うなどしたため学費が払えなくなり、就学・進学を諦めざるを得ない大学生・大学進学希望者が少なからず存在する。報道によると、本年8月時点で、東日本大震災で被災し経済的な理由から就学が困難になった小中高校生らは約7万3千人に上る。本年5月に成立した平成23年度第1次補正予算には、「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」として約113億円が計上され、文部科学省は震災直後に利用見込み者を6万8140人と算出していたが、8月時点で既に111億2300万円分の申請があり、小中学生の場合のみでも全国から約4万4千人分が申請され、就学援助費等も底を突きかけているとのことである。このように、授業料の負担がなくても、学用品購入費やクラブ活動費等を支払うことができず、就学援助等に頼らざるを得ない子どもたちが膨大に存在するという事実は、授業料の実質無償化等の施策が未だなされず、全ての学費が受益者の自己負担とされている大学については、状況は更に深刻であり、親の減収が子ども就学断念に直結する状況にあることを端的に示している。当連合会貧困問題対策本部が岩手県において実施した被災地現地調査においても、職を失った被災者から、大学生の子どもの学費が払えず大学を辞めさせなければならぬかと思うと辛いと思うとの悲痛な声が聞かれた。大学進学や大学での勉学の継続を強く望みながらも、日々生きることに精一杯な状況下で、その望みすら声にできない若い若者たちが多く存在することは容易に想像できる。このような事態は、子どもたちの夢を奪うのみならず、子どもたちの将来の貧困を生み出すことにつながる。これを放置すれば、震災の爪あとが子どもたちの貧困という形で維持増幅され、震災からの復興どころか被害の長期化固定化をもたらすことにもなりかねない。

そもそも、子どもたちの教育機会が親の経済力により大きく左右される、我が国の現状自体が大きな問題である。

教育は、子どもたちの自己実現の基礎として不可欠であるとともに、自由で公正な活力ある社会を築く基盤となる取組である。また、子どもたちが将来の社会の担い手として成長し、貧困に陥ることを防ぐためにも、教育の果たす役割は極めて重要である。したがって、教育費を単純な受益者負担とせず、社会全体の問題であるとの認識に立った政策、予算措置が必要である。

しかし、我が国の実情は、ようやく実現した高校授業料無償化さえも見直しを検討されているなど、学費負担軽減への流れに逆行するものである。また、奨学金についても、公的奨学金は全て貸与制であり、しかも有利子奨学金枠のみの拡大や滞納者のブラックリスト化など、その本来の理念と乖離、逆行しており、限りなく営利事業たる「教育ローン」に近いものに変質しようとしている。

このように、被災地以外においても大きな問題であるが、特に、被災した大学生・大学進学希望者については、その問題が切迫している。来年度以降の学費支払のめどが立たなければ、大学在学中は中退せざるを得なくなり、大学進学希望者は受験自体を諦めざるを得ない。平成24年度以降の学費支払のめどが立つか否かは、大学生・大学進学希望者にとって将来を左右する重大な問題である。平成24年度大学入試センター試験の出願は既に受付を開始しており、これから各大学の入試出願期間が訪れる。大学進学希望者にとって、来年度以降の進路を決めるのはまさに今この時期であり、その決断には一刻の猶予も許されない。また、在学中も中退せざるを得ない場合、来年度以降の就職に向けた活動を開始する必要がある。やはり時間的余裕はない。したがって、これら被災した大学生・大学進学希望者に対しては、緊急かつ集中的な支援が必要不可欠である。

文部科学省は各国公立大学長などに宛てて緊急・応急採用奨学金の周知や、授業料免除制度等の経済的支援制度の活用などの配慮を求めている。しかし、緊急・応急採用奨学金は全て貸与制であり、新たな借金を負うという負担を課すこととなる。また授業料免除制度等の経済的支援制度も各大学等独自の既存の制度であり、国公私立大学の財政基盤が脆弱となっている今日、その実効性には限界がある。

この点から、文部科学省は、震災で家計に困難を生じた大学生らへの経済的支援策として返還義務のない給付型奨学金の制度創設に向けた検討を始めているが、一刻も早くその実現がなされることが必要である。

そこで、当連合会は、政府に対し、被災した大学生・大学進学希望者の大学での就学機会を確保するため、

①被災した大学生・大学進学希望者に対し各大学等が設置主体の区別なく同等に学費減免が実施できるよう、必要な予算措置を講じること、②被災した大学生・大学進学希望者を対象とした給付制奨学金制度を緊急に整備することを強く求めるものである。

2011年（平成23年）11月16日
日本弁護士連合会会長 宇都宮 健児